

別紙第 2

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和4年12月1日から、1の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。